

養老町第三回臨時会会議録

平成二十六年第三回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十六年五月二十日第一日）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第五 承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第六 承認第三号 専決処分の承認について（平成二十五年養老町一般会計補正予算）
- 日程第七 承認第四号 専決処分の承認について（平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算）
- 日程第八 議案第四十号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第四十一号 東部中学校大規模改造工事（第二期）請負契約の締結について
- 日程第十 議案第四十二号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）

- 日程第十一 選任第一号 常任委員会委員の選任について
- 日程第十二 選任第二号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第十三 選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十四 選任第四号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
- 日程第十五 選任第五号 行財政改革特別委員会委員の選任について
- 日程第十六 推薦第一号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第十七 同意第二号 監査委員の選任同意について
- （追加日程）
- 日程第一 許可第一号 議長の辞職許可について
- 日程第二 選挙第一号 議長選挙について
- 日程第三 許可第二号 副議長の辞職許可について
- 日程第四 選挙第二号 副議長選挙について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- | | |
|---|-------|
| 一 | 岩永義仁 |
| 二 | 長澤龍夫 |
| 三 | 大橋三男 |
| 四 | 三田正敏 |
| 五 | 吉田太郎 |
| 六 | 早崎百合子 |
| 七 | 野村永一 |
- 議長 田中敏弘
新議長 松永民夫

八番	田中敏弘
九番	松永民夫
十番	皆川雅子
十一番	中村辰夫
十二番	岩瀬進
十三番	水谷久美子
○欠席議員	なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
兼教育長	並河清次
兼教育委員会事務局長	問山孝通
総務部長	田中信行
総務部総務課長	田中隆
総務部	渡邊章博
総務部総務課長	日比重喜
住民福祉部	佐藤嘉但
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	佐藤昌子
住民福祉部	
生活環境課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	柏淵裕昭
産業建設部	川地豊己
農林振興課長	山中秀樹
産業建設部	山田秀樹
産業建設部	伊藤博文
産業建設部	桐山一則
水道課長	加藤敏博
会計管理者兼	松岡弘泰
教育委員会	久保寺利明
教育委員会	伊藤公一
生涯学習課長	堀田明男
スポーツ振興課長	
消 防 長	
議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

○議長（田中敏弘君）
（開会時間 午前九時三十分）
おはようございます。

平成二十六年第三回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、執行におかれましては、高木水道課長にかわって桐山主幹に出席していただいております。

ここで、町広報員及び報道機関に限り、今臨時会の議場内の写真撮影を許可します。

ただいまから平成二十六年第三回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（田中敏弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。会議規則第二百二十七条の規定によって、十一番 中村辰夫君、十二番 岩瀬進君を指名します。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第二、会期の決定を議題とします。ここで、五月十三日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） 議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る五月十三日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執

行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十六年第三回臨時会の日程等についてであります。

まず、会期については本日の一日といたします。議事日程については、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の審議、六、議会構成の案件、この順序で議会運営を行うことに決定されました。

なお、議案の審議につきましては、専決処分の承認四件、条例の一部改正が一件、工事請負契約の締結一件、物件供給契約の締結一件、以上七件については逐条審議いたします。

また、議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、各特別委員会委員の選任、これは三件でございます。農業委員会委員の推薦、監査委員の選任同意、以上、合計七件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

す。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十五年度二月及び三月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、農業委員会委員及び監査委員の諸氏から、それぞれ辞職願が提出されました。

さらに、議会の閉会中に議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員及び行財政改革特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第十二条第二項に基づき、その辞任を許可しました。

なお、皆さんのお手元に平成二十六年度の予算書が配付してありますので、それぞれ御活用ください。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、第三回の臨時議会を招集させていただきましたところ、何かと御多用なところ、全員の御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

いよいよ春も本当に緑が増して、田んぼにも水が入りまして、ことしもまた稲のできを心配する時期になったというふうに思いますけれども、この議会は執行部のほうも新しい顔ぶれで、それぞれに緊張した面持ちで座っている人もいるかと思えますけれども、ことしまた一年よろしくお願いを申し上げます。

さて先日、五月九日に中日新聞のほうに日本創世会議が発表しました人口動態ということで、若い二十代、三十代の女性の減少が二〇四〇年までには大きく変動するというような数字が出てお

りました。

ちよつと、新聞より詳しいところを述べさせていただきますと、養老町ですけれども、二〇一〇年の人口は三万一千三百三十二人ということですが、二〇四〇年には二万六百二十四人ということですが、昨年は二万二千人という推計でしたが、それよりもまた一千五百人ほど減ったということで、特に若い女性の移動が顕著であろうということですが、特に若い女性四・五%の減少ということで、三千四百九十人、二〇一〇年にはいた若い女性が一千五百八十九人ということで、半数以上が流出をするだろうと。これは、あくまで推計でございますけれども、そういった中で、創世会議のほうはより一層民間活力を導入して、NPO法人などによる活動を促進して、住む人が仕事に生きがいを感じられる仕組みを工夫することが重要であるというふうに言っているわけでございます。

養老町としても、やはり魅力あるまちづくりということで、新生養老まちづくり事業の推進と、協働によるまちづくりによって人口に歯どめをかけ、魅力のあるまちづくりで流入人口をふやしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

本日は、七件の事案を上程させていただきました。よろしく御審議のほうをお願いしたいと思います。

また、きょうは、議会のほうでは私約の交代もあるということでございます。この一年またよろしくお願いを申し上げます。最初の挨拶とさせていただきます。本日は御苦労さまでございます。

○議長（田中敏弘君）

町長の挨拶が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第四、承認第一号から日程第十、議案第四十二号までの七件については逐条審議とします。

それでは、日程第四、承認第一号 専決処分承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）。

養老町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。平成二十六年五月二十日提出。

専決第一号、専決処分書。

養老町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十六年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成二十六年三月三十一日に公布され、平成二十六年四月一日から施行されたことに伴い、養老町税条例等の一部を改正し、平成二十六年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。

まず、養老町税条例等の一部を改正する条例の第一条関係についてでございます。

町民税につきましては、附則第五条、附則第十四条の二が改正となります。

まず、附則第五条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例として、適用期限を三年延長し、平成三十九年度までとするものがございます。

続いて、附則第十四条の二では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例として、適用期限を三年延長し、平成二十九年度までとするものがございます。

次に、固定資産税につきましては、附則第七条の二、附則第七条の三、附則第十九条、附則第十九条の二が改正となります。

まず、附則第七条の二では、法附則第十五条第二項第一号等の条例で定める割合として、公害防止用施設及びノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、今回の法改正により市町村の条例で割合を定めることとなり、所要の規定を追加するものがございます。

特例割合については、国の基準とする割合（公害防止用施設において、汚水・廃液処理施設については三分の一、大気汚染防止法の指定物質及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設については二分の一、またノンフロン製品（自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵機器）において四分の三としております。

続いて、附則第七条の三では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告として、耐震改修が行われた避難所等の防災拠点建築物など、要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置（二年分の税額の二分の一を減額）に伴う新設でございます。

続いて、附則第十九条及び附則第十九条の二では、旧民法第三

十四条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告として、旧民法法人から一般社団法人、または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、非課税の適用を受けてきたものについて、平成二十五年度分までの非課税措置の廃止に伴い、引用条項の改正と規定を整備するものでございます。

また、附則第三条、附則第三条の二及び附則第三条の三につきましては、課税標準の計算細目を定めたもので、地方税法附則等にも規定されていることから、削除し、整備するものでございます。

次に、養老町税条例の一部を改正する条例の一部改正、第二条関係につきましても、地方税法の改正により、引用する条項にずれが生じることから、その整備を行うものでございます。施行日につきましては、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上で、承認第一号 専決処分承認について（養老町税条例等の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第五、承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成二十六年五月二十日提出。

専決第二号、専決処分書。

養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十六年三月三十一日。

改正の趣旨でございます。

平成二十六年税制改正に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四十号）が平成二十六年四月一日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険条例の一部を改正し、平成二十六年三月三十一日に専決処分をしたものであり、改正の主な内容につきましては次のとおりでございます。

第二条第三項において、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行「十四万円」を「十六万円」に、同条第四項では、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「十二万円」を「十四万円」に引き上げるものであります。

第二十三条第一項では、地方税法施行規則等の一部を改正する省令により、地方税法施行規則の条項を繰り上げるものであります。

第二十八条第二号では、国民健康保険の軽減措置について、五割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、同条第三号では二割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を現行「三十五万円」から「四十五万円」に引き上げるものであります。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

以上で、承認第二号 専決処分の承認について（養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨年十二月二十四日に、二〇一四年度の政府予算案が閣議決定をされました。その中で、国保関連では、国保などの保険料では、課税限度額が国保で四万円、今お話がありましたように、後期高齢者支援プラス二万円、介護納付金プラス二万円、後期高齢者医療で二万円引き上げられます。一方、低所得者保険料の軽減拡充として、五割軽減と二割軽減の対象者を拡大し、国保で四百万人程度、後期医療で百万人程度ふえます。また、二〇一五年度から、こうした軽減対象者に応じた保険者に対する財政支援の拡充も行われ、新たに、先ほどお話がありましたように、二割軽減を補助対象に加え、七割、五割、二割軽減の補助率もそれぞれ引き上げられ、低所得者が多い保険者の財政基盤をさらに強化するとしていきますというふうな発表が行われたわけですが、町長は提案説明の中で、四月一日施行に伴いというふうにおっしゃいましたけれども、なぜこれを専決で五月の臨時議会で上程をしたのか、またその理由をお願いしたいと思います。

それから、今回の二十八条関係第三号中、二条関係に伴い、当町ではどういふ被保険者に対する変動といたしますか、試算といたしますか、ありますか。以上二点。

○議長（田中敏弘君） 佐藤住民課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（佐藤嘉但君） それでは、水谷議員の御質問にお答えいたします。

まず最初の一点ですが、議員御指摘のとおり、今回の条例改正は四月一日施行ということでございまして、国民健康保険法の施行令の一部を改正する政令が、ことし二月十九日に公布されたということ、本来、三月議会に上程・付議するものでございませ

たが、従前より、地方税法の改正等にあわせて専決処分しておりましたので、認知、対応がおくれまして、こうした事態を踏まえて、今回の専決で御承認をいただくという形になりました。非常に責任ある立場といたしまして、深くおわび申し上げますとともに、再発防止に努めたいと思います。よろしくお願いします。

それから、このたびの制度改正に伴う影響でございますが、後期高齢者支援金並びに介護給付金については、それぞれ十四万円から十六万円の二万円アップ、十二万円から十四万円の二万円アップということで、非常に加入者の方に御負担申し上げて申しわけないんですが、四月一日現在で、二十五年度でございます。国民健康保険の二十五年度のシミュレーション、二十四年中の所得に係るシミュレーション、算定でございますが、その結果、限度額の改正につきましては、後期高齢者支援金及び介護給付金につきましては、限度額が上がるわけでございますので、対象が三十五世帯百十九人の減ということで、これが増額の要因ということでございます。

一方、軽減拡大につきましては、五割軽減と二割軽減合わせて対象が二百九十二世帯六百六十二人の増ということでございますので、これは減額の影響、ファクターということでございますが、限度額の改正の増分、軽減拡大の減分、合わせて約千二百万円の総額減ということでございます。この減額につきましては、国の補助制度とか負担金がございますので、その制度を活用しながら財源の確保に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） できるだけいいですか、やはり議会

には専決処分の承認を求めるのではなくて、議論の中で予算に対する内容を議決していきたいというふうに思いますし、これまでも専決処分はできるだけしないようにというふうな他の議員も再三言っておりますので、ぜひそういう点では、執行として適正な議会上程をしていただきたいというふうに思っております。

国保の関係につきましては、高過ぎる国保税ということで、今深刻になっているのがお金なく、受診がおくれ、医療機関にかかれることなくお亡くなりになると、そういう報道が全国的にありますので、ぜひともそういうことのないように、執行におかれましては、被保険者に対する適切な援助、また納税などに対するアドバイスをお願いしておきたいと思っております。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第六、承認第三号 専決処分の承認

認について（平成二十五年度養老町一般会計補正予算）を議題と

します。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第三号 専決処分承認について（平成二十五年度養老町一般会計補正予算）の説明をさせていただきます。

承認第三号 専決処分の承認について（平成二十五年度養老町一般会計補正予算）。

平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第七号）について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成二十六年五月二十日提出。

専決第三号、専決処分書。

平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第七号）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十六年三月三十一日。

平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第七号）。

平成二十五年度養老町一般会計補正予算（第七号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ千五百五十五万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億四千七百八万四千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、一部の事業の執行額及び交付

額の確定に伴うものの精算が主なものでございまして、歳入歳出の総額からそれぞれ千五百五十五万五千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百四億四千七百八万四千円とするものであり、平成二十六年三月三十一日に専決処分をしたものであります。最初に歳出の説明をさせていただきます。

まず、十三ページの総務費の総務管理費、目一般管理費では、勸奨退職に伴い、退職手当組合特別負担金四百七十三万九千円を計上し、また後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金四百四万四千円を充当するため、財源更正を行いました。また、目地域振興費では、当初オンデマンドバス運行事業にまちづくり整備基金四千万円を充当していましたが、基金の繰り入れを取りやめたため、財源更正を行いました。

次に、目山口俊郎基金費では、山口俊郎著作権収入を全額基金に積み立てるため八万六千円を増額し、目養老改元一三〇〇年記念事業基金費では、寄附金相当額を積み立てるため、十二万円を増額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業の事業費の確定に伴い、扶助費三百万円を減額いたしました。内訳としましては、主に生活介護等日中活動系サービス費が二百万円、特定障害者特別給付金が百三十二万円それぞれ減額となり、補装具費支給公費負担額が三十六万円の増額であります。

また、福祉事業寄附金八十一万二千元を要援護者対策事業費等に充当するため財源更正を行い、目福祉医療費では、事業費の確定に伴い、乳幼児等医療事業五百五十万円、重度心身障害者医療事業六百万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、児童福祉費、目児童福祉総務費でも事業費の確定に伴い、

障害児通所給付事業の扶助費二百万円を減額いたしました。内訳の主なものとして、児童発達支援が百三十七万円、放課後等デイサービスが三十万円、利用のなかった障害児計画相談が三十四万円それぞれ減額となりました。

次に、十四ページの土木費の道路橋梁費、目道路橋梁新設改良費では、地域の元気臨時交付金事業の計画変更に伴い、道路新設改良費等に千七百二十万円を消防費から充当がえをするため、財源更正を行うものです。

次に、消防費の消防費、目消防費では、地域の元気臨時交付金事業の計画変更に伴い、養老消防署指令棟建設工事への充当を取りやめるとともに、まちづくり整備基金三千万円の繰り入れを取りやめたため、財源更正を行いました。

次に、教育費の社会教育費、目社会教育総務費では、社会教育費寄附金五十万円を顕彰会事業に充当するため、当初予算で計上しておりました一万円との差額四十九万円を財源更正し、目青少年育成費では、社会教育費寄附金五十万円を青少年育成活動推進事業に充当するため、財源更正を行いました。

また、目山口会館費では、当初予算で山口俊郎基金繰入金二百五十万円を予定しておりましたが、基金の繰り入れを取りやめたので財源更正を行いました。

次に、十五ページの保健体育費、目町民プール費では、当初町民プール大規模改修工事にまちづくり整備基金五千万円を充当しておりましたが、基金の繰り入れを取りやめたため、財源更正を行いました。

次に、公債費の公債費、目利子では、減債基金二千五百万円の繰り入れを取りやめたため、財源更正をいたしました。

次に、七ページの歳入について御説明を申し上げます。

まず、地方譲与税、項地方揮発油譲与税から、九ページの地方交付税、項地方交付税までにつきましては、交付額が確定しましたので、予算額との差額をそれぞれ補正いたしました。

内容としては、地方揮発油譲与税で四十万三千元、自動車重量譲与税で六十六万五千元、利子割交付金で七十七万八千元、配当割交付金で七百七十五万円、株式等譲渡所得割交付金で二百九十三万四千元、自動車取得税交付金で二千三百二十一万九千元、地方特例交付金で四十四万二千元、地方交付税で四千八十二万五千円の増額となり、地方消費税交付金で百二十二万二千円の減額となりました。

次に、十ページの国庫支出金では、交付額の確定に伴い、国庫負担金、目民生費国庫負担金の障害児通所給付費負担金四十四万四千元、国庫補助金、目民生費国庫補助金の障害者自立支援事業費等補助金百六十一万円をそれぞれ減額いたしました。

また、県支出金でも国庫支出金と同様に、交付税の確定に伴い、県負担金、目民生費県負担金の障害児通所給付費負担金二十二万二千元、県補助金、目民生費県補助金の福祉医療費補助金（重度心身障害者医療費）六十九万一千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、十一ページの財産収入の財産運用収入、目特許権等運用収入では、山口俊郎著作権使用料の確定に伴い、八万六千元を増額いたしました。

次に、寄附金の寄附金、目総務費寄附金では、養老改元一三〇〇年事業寄附金二件分十二万円を増額し、目民生費寄附金では、福祉事業に対して御寄附をいただいた十三件八十二万二千元と、当初予算計上分の一万円との差額八十一万二千元を増額し、目教育費寄附金では、社会教育に対して御寄附をいただいた二件分十五万円と、当初予算計上分一万円との差額五十四万円を増額い

たしました。

次に、十二ページの繰入金の基金繰入金では、減債基金、山口俊郎基金及びまちづくり整備基金の繰り入れを取りやめたため、それぞれ二千五百万円、二百五十万円、一億二千万円を減額いたしました。

諸収入の雑入、目雑入では、後期高齢者医療広域連合に派遣している職員の人件費負担額四百四十四千円を計上し、財源調整として繰越金三千八百五十一万六千円を増額するものでございます。以上で、承認第三号 専決処分の承認について（平成二十五年 度養老町一般会計補正予算）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 補正の関係も財源更正がほとんどでございますが、収入のほうの関係なんかでも、国の関係が決定するのは年度内に決定してくるのではないかと、いうふうには思っておりますが、ここに来て、わざわざ専決処分してまで補正をやらなくてはならないというふうな国のあり方はどうかと思うんですが、その辺のところ、収入の関係、特に交付税なんかは、どの官公庁でも大体五月最終が出納閉鎖というようなことを私は伺っておりますが、それが違っておればまた教えていただきたいんですが、そういうことであれば、国からの収入なんかは三月に来れば、三月の定例会でも補正に組み入れられたというふうには私は思っておりますが、その辺のところ、こんな間際に、最もことしの臨時会

は五月二十日ということでは遅い臨時会でございますので、余りむちゃなことは言えませんが、特に歳入の関係で、国からの交付金とか、いろいろ決まってくる時期はいつごろなのかということをもう一度教えていただきたいと思っております。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、答弁。

○総務部総務課長（田中信用君） ただいまの中村議員の御質問にお答えいたします。

地方交付税の決定時期といったようなことかと思えますけれども、地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税があるわけでございまして、普通交付税については当初は七月で算定されます。その後、今年度については、二月に入ってから再算定というような形で決定がされております。それから、特別交付税については三月十八日が最終決定というような形でございまして、二月、三月ということでございますので、なかなか時期的に予算化するのが難しいといったこともございます。

それから、普通交付税につきましては、二月分の追加交付額が実は三百三十八万七千円でございます。当初、七月算定的时候は十九億五千八百八十五万二千円、当初予算に計上しておりました十九億五千万とほぼ同額の数字で決定を受けておりましたので、二月分を含めて今回専決処分をさせていただいたということでございます。

また、特別交付税については、総額が二億三千五百五十八万六千円のうち、約七割に当たる一億六千八百一十一万一千円が先ほどの三月十八日に決定されるということでございますので、今回専決処分という形で補正をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 今、聞いておりますと、三月十八日という話が出ておりますが、やっぱり補正の金額が絡むものについては、専決処分ですることは余り感心することでないと思っております。前にも一度、別の会議で専決処分について、やる必要はないんじゃないかというようなことを質問したんですが、今回も年度末というか、年を越していますので、やむを得ずこれは専決処分になっておりますけど、本当はもっと議論する中で予算を編成していただくことが大事であるというふうに思っておりますので、ぜひひとつ、今後専決処分については余り安易に考えられないようにお願いしておきたいというふうに思います。要望しておきます。よろしく。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第七、承認第四号 専決処分の承

認について（平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第四号 専決処分の承認について（平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算）の説明をさせていただきます。

承認第四号 専決処分の承認について（平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算）。

平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。平成二十六年五月二十日提出。

専決第四号、専決処分書。

平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により別紙のとおり専決処分する。平成二十六年三月三十一日。

平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）は、次の定めるところによる。

歳入予算の補正、第一条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第一表 歳入予算補正」による。

今回の補正予算につきましては、住宅新築資金等貸付に係る未

償還である借受人の担保不動産競売に伴い、配当として、債権相当額が裁判所より納入されました。この金額の中には延納利息分も含まれていることから、新たに受け入れ予算科目の項である雑入を新設し、延納利息十一万五千円を計上するものでございます。なお、十一万五千円の歳入を繰越金で減額調整するものであり、歳入予算総額の変更はございません。

歳入について御説明を申し上げます。

諸収入の雑入、目違約金及び延納利息では、平成二十二年四月から平成二十五年七月までの分として、配当分配金十一万五千円を補正増いたしました。

次に、繰越金では、十一万五千円を補正減いたしました。

以上で、承認第四号 専決処分の承認について（平成二十五年 度養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第八、議案第四十号 養老町企業

立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十号

養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第四十号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について。

養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十六年五月二十日提出。

改正の趣旨でございます。

この条例において企業立地の対象となる業種は、日本標準産業分類に掲げる製造業と規定しておりますが、このたび、経済・社会の環境変化等を踏まえ、日本標準産業分類の見直しが行われたことにより、本条例の改正が必要となったものでございます。

要旨でございますが、本条例第二条第二号において、工場等の意義を「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）に掲げる大分類Eの製造業」として、条文には、告示の年や告示番号を引用し規定しておりますが、このたびの日本標準産業分類における項目の見直し等により、この条文を改正するものでございます。

なお、今後も改正が見込まれることや、この日本標準産業分類については統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第九項に

規定される統計基準において定められていることから、この際、法律名を引用した条文に改正するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第四十号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は十時四十分とします。

（午前十時二十六分 休憩）

（午前十時 四十分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開します。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第九、議案第四十一号、東部中学校大規模改造工事（第二期）請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十一号、東部中学校大規模改造工事（第二期）請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案第四十一号、東部中学校大規模改造工事（第二期）請負契約の締結について。

町は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

平成二十六年五月二十日提出。

昭和五十五年に建設された東部中学校管理・普通教室棟は築後三十四年、昭和五十六年に建設された昇降口・通路棟は築後三十一年が経過し、外壁や内装の経年劣化や傷みが著しいので、大規模改造工事を行うものであります。養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

その内容を御説明申し上げます。

契約の目的、東部中学校大規模改造工事（第二期）。

契約の方法、指名競争入札。十社により行いました。株式会社大橋組、株式会社桐山組、株式会社宇佐美組、西濃建設株式会社、株式会社高岩組、岐建株式会社、内藤建設株式会社、市川工務店、T S U C H I Y A 株式会社、大日本土木株式会社の十社でございますが、うち一社が入札辞退でございます。

契約金額、二億一千六百万円。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻四千五百九十番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之。

工期は、本契約締結の日から平成二十六年十月十日まで。

工事場所でございますが、養老町下笠地内。

工事概要は屋上防水改修、外壁改修、内装改修、電気・機械設備改修、トイレ改修、グラウンド改修等でございます。

以上で、議案第四十一号 東部中学校大規模改造工事（第二期）請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

ちよつと申しおくれました。契約金額、入札額は二億円で、消費税が入って二億一千六百万円ということでございます。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 工事概要の中で、グラウンドの改修等が入っておりますが、このグラウンドについては、私が記憶しておりますと八年か、そのくらい前にも大規模改修をしておるんですが、今回、このグラウンドのどのような改修をどのぐらいの金額でなされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） お答えいたします。

手持ちの資料では詳しく御説明できませんが、グラウンドほか改修工事といたしまして、電気工事、水銀灯の取りかえとか、放送・時計設備の取りかえ等と思われませんが、後ほど確認して、また御報告させていただきます。

それと、金額につきましてはわかりませんが、設計金額はございますが、それについてはお答えできませんので。

ということ、後ほどちよつと確認させていただきます。済みません。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） グラウンドの改修というような説明を受けましたので、先ほど申しましたように、八年前後だと思っておりますが、前に客土してきちつと整備しておりますので、また再整備かなと思ってお聞きしただけです。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に日程第十、議案第四十二号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）を議題とします。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四十二号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の説明をさせていただきます。

議案第四十二号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）。

町は、物件の供給を次の条項により締結するものとする。平成二十六年五月二十日提出。

養老町消防施設整備計画に基づき、現在養老町消防団第七分団第二部、飯田・大坪・蛇持地区でございますが、に配備されている消防ポンプ自動車、型がC D—I型が平成八年十二月十日の配備から十八年目を迎え、更新時期となるため、新たに更新するものでございます。

この消防ポンプ自動車の更新により、装備なども最新鋭のものに充実整備され、管内の火災事案はもとより、各種災害事案にも迅速・確実に対応でき、効率的な運用が図られる効果がございます。この消防ポンプ自動車の整備につきましては、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

その内容を御説明申し上げます。
物件名、消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業。

契約の方法、指名競争入札。八社によりまして入札を行いました。ウスイ消防、岐阜ヤナセ株式会社、株式会社三田防災、株式会社三葉、株式会社三陽商会、株式会社富士、アンシク株式会社大垣店、小川防災株式会社、うち一社が入札辞退でございます。七社によりまして、落札額が消費税を入れまして千九百六十五

万六千円。

契約の相手方が岐阜県岐阜市金園町三丁目二十五番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 白井潔。

納入期限が平成二十六年十二月十日。納入場所は養老町消防本部。

物件の概要でございますが、国家検定A二級検定品、C D—I型合格品でございます。

以上で、議案第四十二号 物件供給契約の締結について（消防施設（消防ポンプ自動車）整備事業）の提案説明とさせていただきます。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。
ただいまより質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 一点お聞きしたいんですけども、更新して新しくなったら、旧車、古い以前のものの処分というのはどのようにされるのか、教えてください。

○議長（田中敏弘君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） ただいま御質問いただきました岩永議員の回答について申し上げます。

現在、予定をしておるんですけど、去年も台風などで増水地区が発生いたしました。そのため、緊急時のための増水地区の水をくみ上げる計画で残したいと考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。
〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は十一時十分とします。

（午前 十時五十二分 休憩）

（午前十一時 十分 再開）

○副議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（早崎百合子君） ただいま休憩中に田中敏弘議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○副議長（早崎百合子君） それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七条の規定によって、八番 田中敏弘君の退場を求めます。

〔議長 田中敏弘君 退場〕

○副議長（早崎百合子君） お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定しました。

田中敏弘君入場、八番議席へ着席をお願いします。

〔八番 田中敏弘君 入場〕

○副議長（早崎百合子君） ここで、辞職されました田中敏弘君の御挨拶をお願い申し上げます。

○八番（田中敏弘君） 議長辞任に際し、一言御挨拶を申し上げます。

昨年五月八日、議長に就任させていただき、以来一年余り議員各位の御理解、御協力を賜り、まことにありがとうございます。また、執行側の町長を初め町幹部の皆さん、そして事務局職員の方々の御指導、御配慮をいただき、本当にありがとうございます。

省みますと、強い発信力のある議会を目指し、執行機関と緊張関係を保ちつつ、開かれた議会運営と政策審議の活発化を推進し

ていくと議長就任時に挨拶で申し上げましたが、課題はまだまだありますが、三月臨時会を代表するように、議会として着実に目指す方向に歩んでおり、職責は果たすことができたと思っております。

今後は一議員として、町政発展のため、微力ながら頑張っている所存であります。ここに、皆様方に心から感謝とお礼を申し上げ、辞任の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

○副議長（早崎百合子君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。
お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

（午前十一時十五分 休憩）

（午前十一時四十分 再開）

○副議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（早崎百合子君） それでは、追加日程第二、選挙第一号

議長選挙についてを議題とします。
お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（早崎百合子君） 岩瀬議員。

○十二番（岩瀬 進君） 投票でお願いいたします。

○副議長（早崎百合子君） ただいま岩瀬議員より投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（早崎百合子君） ただいまの出席議員数は十三名です。
次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に岩永義仁君、長澤龍夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○副議長（早崎百合子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（早崎百合子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（早崎百合子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（早崎百合子君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（早崎百合子君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

岩永義仁君、長澤龍夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（早崎百合子君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十三票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、九番 松永民夫君十一票、七番 野村永一君二票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、九番 松永民夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（早崎百合子君） ただいま議長に当選されました九番

松永民夫君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

ここで、当選されました九番 松永民夫君新議長より御挨拶をお願いします。

○新議長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいま皆様方から御推挙をいただき、議長に就任をさせていただきました。何分微力でございます。全身全霊をもって精いっぱいこの一年間努力いたします。そのためにも、議員の皆様方、また町長を初め執行部の皆様方、どうか御指導、御支援いただきますことを切にお願いを申し上げます。

養老町は、三年後、二〇一七年に養老改元一三〇〇年祭を控えております。それに向け、スマートインター、養老インターの開

通が約束をされております。また、食肉事業センターの基幹市場の誘致、それに伴い、いろんな事業が山積しております。また、斎苑問題等も結論を見ておりません。この一年間、皆様方の御支援をいただきながら、町民の目線に立って、町民の方々の意見をしっかりと聞きながら議会運営をしていきたい、そのように思っております。

議員の皆様方、また執行部の皆様方、どうか御協力をよろしくお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（早崎百合子君） ありがとうございます。

それでは、松永民夫君新議長、議長席にお着きください。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（松永民夫君） 就任早々ではございますが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間は一時よりいたします。

（午前十一時五十分 休憩）

（午後 一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

○議長（松永民夫君） 休憩中に早崎百合子副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更し、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。

議案の配付をお願いします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第三、許可第二号 副

議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定によって、六番 早崎百合子君の退場を求めます。

〔副議長 早崎百合子君 退場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

副議長の辞職について、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について、これを許可することに決定いたしました。

〔六番 早崎百合子君 入場〕

○議長（松永民夫君） ここで、辞職されました早崎百合子君の御

挨拶をお願い申し上げます。

○六番（早崎百合子君） 失礼いたします。

議員皆様方の御推挙により、副議長の要職に就任させていただき、今日までの一年間、皆様方には多大なる御支援と御協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

田中議長におかれましては、議長としての議会運営に対して、確固たる理念をお持ちだったと思います。浅学非才の私でございましたが、副議長として、議長の補佐役を誠心誠意務めさせていただきました。山積する課題に対して、私なりに努力をしてまい

りましたが、まだまだ未解決の諸問題を残しております。

町民の皆様にとって、納得のいく解決ができるよう、一議員として、引き続き努力を重ねてまいります。今後は、議会運営が円滑にできますこと、また町政発展のため、さらには町民の皆様方に信頼と期待をされる女性議員として、微力ではございますが、一生懸命議員活動に専念する覚悟でございます。

議員の皆様方、町長を初めとする執行部の皆様方の御協力に改めて感謝を申し上げ、引き続き、御指導、御鞭撻をお願いいたします。退任に当たっての御挨拶いたします。本当にありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（松永民夫君） ありがとうございます。

○議長（松永民夫君） ただいま副議長辞職の許可により副議長が

欠員となりました。

お諮りをいたします。

本日の日程の順序を変更し、副議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第四、選挙第二号 副

議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進議員。

○十二番（岩瀬 進君） 投票による選挙をお願い申し上げます。

○議長（松永民夫君） ただいま岩瀬議員より投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（松永民夫君） ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に大橋三男君、

三田正敏君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（松永民夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（松永民夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。

大橋三男君、三田正敏君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（松永民夫君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十一票、無効投票二票です。

有効投票のうち、六番 早崎君九票、五番 吉田君一票、二番 長澤君一票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。したがって、早崎百合子君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（松永民夫君） ただいま副議長に当選されました早崎百合子君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により

当選の告知をします。

ここで、当選された早崎新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（早崎百合子君） 一言御挨拶申し上げます。

議会の役職改選により、議員皆様方の温かい御支援によりまして、図らずも再び副議長の要職に就任させていただきました。責任の重大さを痛感しているところでございます。

昨年、皆様方の御推挙により、副議長の要職につかせていただき、今日まで諸課題に対して田中前議長を補佐し、私なりに努力をしてまいりましたが、まだ解決できない多くの問題が残っております。前議長を十分に補佐できたのか、内心じくじたる思いもあります。再選させていただきまして、初心に立ち返り、松永新議長を補佐し、現存する諸課題が町民の皆様方にとって納得のいく解決になるべく、副議長の立場で誠心誠意努力をさせていただきます。

先ほど町長のお話にありましたように、新生まちづくり、そし

て協働のまちづくりの推進という言葉が出ました。町長を初め執行部と議会議員、町民の皆様方の思いを集結し、取り組むべき課題が山積しております。徐々にクリアして成功に導くことにより、町政の信頼を獲得していくことが必要であろうかと思えます。

今後は、町政発展のために、町民の皆様が信頼と期待をされる女性議員として、女性の視点で皆様のお声を行政に反映するよう努力してまいります。

議員の皆様方、関係者の皆様方、さらなる御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。副議長の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。 (拍手)

○議長（松永民夫君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十一、選任第一号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、総務民生委員会には、長澤龍夫君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、皆川雅子君、岩瀬進君、水谷久美子君、以上の七名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、吉田太郎君、野村永一君、不肖私松永民夫、中村辰夫君、以上の六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生委員会は四階南委員会室において、産業建設委員会は四階北委員会室においてお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後ほどお知らせいたします。

(午後一時 十七分 休憩)

(午後一時四十七分 再開)

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委員長報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 三田正敏君。

○総務民生委員長（三田正敏君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私三田正敏が投票により、副委員長には長澤龍夫君が指名推選により選任されました。

私は、もとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営を図りながら、少子・高齢化対策や災害対策などの充実に努め、健康で生き生きと暮らせるまちづくりのため、町民と町が地域の課題に対して、ともに取り組む協働の推進やさらなる福祉事業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 次に、産業建設委員会委員長 大橋三男君。

○産業建設委員長（大橋三男君） 産業建設委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選でございます。

協議の結果、委員長には不肖私大橋三男が指名推選により、また副委員長には吉田太郎委員が指名推選により選任をされました。

このたび、こういった重責を仰せつかり、私ども微力ではございますが、委員諸氏の協力のもと、安全で快適な住みよいまちづくりや活力ある産業づくりのため、都市生活基盤の強化・充実、また幹線道路等を中心とした道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） ありがとうございます。

各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十二、選任第二号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、岩瀬進君、中村辰夫君、田中敏弘君、早崎百合子君、以上四人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十三、選任第三号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、水谷久美子君、野村永一君、吉田太郎君、三田正敏君、長澤龍夫君、岩永義仁君、以上六名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十四、選任第四号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮

って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、不肖私松永民夫、野村永一君、早崎百合子君、大橋三男君、岩永義仁君、以上五人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十五、選任第五号 行財政改革

特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、行財政改革特別委員会委員には、岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君、早崎百合子君、野村永一君、田中敏弘君、不肖私松永民夫、中村辰夫君、岩瀬進君、水谷久美子君、以上十二人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、行財政改革特別委員会委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会の委員は、ただいまの指名のと

おり選任することに決定をしました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後ほどお知らせします。

（午後一時五十八分 休憩）

（午後二時 五十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長（田中敏弘君） 議会運営委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私田中敏弘が指名推選により、副委員長には中村辰夫委員が指名推選により選任されました。

私は、みずからの浅学非才を省みまして、責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら、議会の円滑な運営に鋭意努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほど、お願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 次に、議会改革特別委員会委員長 岩永義仁君。

○議会改革特別委員長（岩永義仁君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会改革特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私岩永義仁が投票により、副委員長には長澤龍夫委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として、政策立案や政策提言を積極的に行い、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくため、議会のあるべき姿について、さらに調査・研究を行うなど鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長

野村永一君。

○議会だより編集特別委員長（野村永一君） ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに議会だより編集特別委員会を開催しました。協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私野村永一が投票により、副委員長には岩永義仁委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、町民の皆様に議会がより身近で親しまれるよう、住民目線に立った、わかりやすく、読みやすい紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、行財政改革特別委員会委員長 岩瀬進君。

○行財政改革特別委員長（岩瀬 進君） 行財政改革特別委員会の御報告を申し上げます。

ただいまの休憩中に、全委員出席のもとに行財政改革特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私岩瀬進が指名推選により、副委員長には長澤龍夫委員が委員長指名により選任されました。

今後も時代の要請にふさわしい、より簡素で効率的・透明な行財政運営を目指すため、議会としても調査・研究を行うなど、鋭意努力する所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、行財政改革特別委員会の報告いたします。

○議長（松永民夫君） ありがとうございます。

各委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に日程第十六、推薦第一号 農業委員会

委員の推薦についてを議題とします。お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員については、議長が指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員については、議長より指名することに決定いたしました。

地方自治法第一百七十七条の規定により、五番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔五番 吉田太郎君 退場〕

○議長（松永民夫君） それでは、議会推薦の農業委員会委員には、吉田太郎君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました吉田太郎君を農業委員会委員に推薦する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員会委員には、ただいまの指名のとおり推薦することに決定しました。

入場をお願いします。

〔五番 吉田太郎君 入場〕

○議長（松永民夫君） 次に日程第十七、同意第二号 監査委員の

選任同意についてを議題とします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、十一番 中村辰夫君の退場を求めます。

〔十一番 中村辰夫君 退場〕

○議長（松永民夫君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第二号 監

査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

現監査委員 岩瀬進氏の辞任に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、議員のうちから後任の監査委員を選任するため、同意を求めます。

同意第二号 監査委員の選任同意について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、次の者を監査委員に選任したいので、同意を求めるとする。平成二十六年五月二十日提出。

記。住所、岐阜県養老郡養老町高田四百四十二番地二、中村辰夫。

以上でございます。よろしく御選任をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。中村君の入場をお願いします。

〔十一番 中村辰夫君 入場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

今回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成二十六年第三回養老町議会臨時会を閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時間 午後三時〇二分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年五月二十日

議長 田中敏弘

新議長 松永民夫

副議長 早崎百合子

議員 中村辰夫

議員 岩瀬進